

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和5年3月16日現在

段階	区分	研究活動	授業	学生の課外活動	事務体制	学外者のキャンパス訪問
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、通常どおり研究活動を行います。	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、原則として対面で授業を行います。ただし、状況の変化に応じ、遠隔授業への切り替えや休講等の措置を講じることがあります。	感染拡大防止への最大限の配慮(感染防止対策ガイドラインの遵守等)を各学生(団体)に求めた上で、課外活動を認めます。	感染拡大防止に十分な配慮をしつつ、学内の教育研究活動が、本格的に実施されている状況を踏まえ、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合には、時差出退勤を許可し、在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、学外者の訪問に対応します。
1.5	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究分野の特性を適切に考慮した上で、通常どおり研究活動を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、原則として対面で授業を行います。ただし、状況の変化に応じ、遠隔授業への切り替えや休講等の措置を講じることがあります。	感染拡大防止への最大限の配慮(感染防止対策ガイドラインの遵守等)を各学生(団体)に求めた上で、課外活動の可否を判断します。感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が、原則対面で授業が行われていることや、通常どおり研究活動が行われている状況を踏まえ、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合には、時差出退勤の推奨ならびに在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学滞在をできるだけ短くした上で、本学の活動に必要な学外者の訪問に対応します。
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が一定程度実施されている状況を踏まえ、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合には、時差出退勤の推奨ならびに在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。
2.5	制限(中)	自宅での作業の可否や自身の健康状態を十分に検討した上で、実施可能なものについては自宅での作業をより積極的に取り入れることを推奨します。学内で研究活動を行う場合には、感染拡大防止に最大限の配慮が必要です。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	原則として各学生(団体)は対面の活動を停止するとともに、体育館等の課外活動施設を閉鎖します。	学内で必要な教育研究活動に支障のない範囲で、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合には、時差出退勤の推奨ならびに積極的に在宅勤務を活用することとします。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。 なお、本学以外の者に対し、本学の施設は原則として貸し出しません。
3	制限(中)	現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。	原則として、遠隔授業による科目の開講とします。ただし、部局長等の判断により一部の対面授業を可とします。	原則として、各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。	本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。
4	制限(大)	以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者 ②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者 ③その他自宅に対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者 ②業務システム(会計システム、人事給与システム等)を用いた重要かつ緊急の業務を行う者 ③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者	本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。	各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	立ち入りを禁止します。

※ 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先します。
 ※ 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。

今後の九州大学の行動指針について

1. 基本方針

- 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に則り、令和5年3月13日から新しいマスク着用の考え方（個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする）が適用され、福岡県が県民への要請を見直したことに伴い、本学の行動指針においても所要の修正を行う。なお、本学の行動指針に基づく制限段階「1. 0一部制限」は維持する。
- 今後、国や福岡県において方針の改訂等がなされた場合、更には学内での感染状況によっては、再度本行動指針の見直しを検討する。
- マスク着用の新しい考え方は、大学での教育研究活動（学位記授与式を除く）においては4月1日から適用となることから、3月31日までは引き続き以下の場面でマスクの着用を推奨する。
 - ・屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合
 - ・屋内において、他者と距離がとれるが会話を行う場合
 - ・屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合
- 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先する。

2. 各行動の詳細

（1）研究活動

- 感染拡大防止に十分な配慮をした上で、通常どおり研究活動を行う。引き続き、オンラインツールの活用や、文部科学省作成の「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に記載されている一般的な感染予防策の徹底、交代制勤務を行う等の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事する。

（2）授業

- 感染拡大防止に十分な配慮をした上で、原則として対面で授業を行うこととする。対面での授業等を行うにあたっては、ガイドライン記載の感染予防策を徹底し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施するも

のとする。

- 今後、構成員の感染状況や学内の感染リスクの状況の変化に応じ、対象学生や対象期間を定めた上で、遠隔授業への切り替えや休講等の措置を講じることがある。
- 基礎疾患や障害があるなどの理由により通学が困難な学生や、水際対策等で入国できない留学生等に対しては、遠隔手法による授業の併用などの配慮をする。
- 学生の研究活動については、(1) 研究活動の指針に準じて行うこととする。

(3) 学生の課外活動

- 感染拡大防止への最大限の配慮（関係団体・連盟等の定める感染防止対策ガイドラインの遵守等）を各学生（団体）に求めた上で、課外活動を原則として認める。なお、体育館等の課外活動施設の利用に係る取扱いを含め詳細は別に定める。
- 多くの課外活動団体は、学内外の大学生等とも繋がる集団である。そこで陽性者の発生は学内外への感染拡大のリスクを格段に高めることから、団体行動時のみならず、個々が感染防止に係る意識の醸成を継続的に図ることとする。

(4) 事務体制

- 感染拡大防止に十分な配慮をしつつ、学内の教育研究活動が、本格的に実施されている状況を踏まえ、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合には、時差出退勤の推奨ならびに在宅勤務を命じることができる。
- ガイドライン記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事するなど、感染拡大防止に最大限の配慮を行うとともに、遠隔会議の活用等により教職員が集まる機会をできるだけ減らす工夫を行う。

(5) 会食等の制限

- 飲食店等の利用は、県が認証した感染防止認証店をはじめ、感染防止対策が徹底された店を選ぶこと。
- 座席・テーブルを移動する場合は、人との距離を確保する。
- 立食形式の場合は、人との距離（最低1m）を確保する。
- わずかでも体調の不調を感じる場合には、参加者への影響を考え会食に参

加せず、医療機関の受診を検討すること。

- 個人宅での会食を伴う集まりも含めて、参加者同士でのグラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控えること。
- 飲食店を利用する際は、県が提示している「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。

(6) 外出・移動等の制限

- 発熱等の症状がある場合は、外出を避け、積極的に医療機関等を受診し、検査を受検すること。
- 外出の際には、感染防止策が不十分な場所への外出や感染リスクが高い活動は避けること。
- 外出にあたっては、訪問先での手指消毒や検温等を行うこと。共用物品・公共物に触れた場合の手指衛生等についても注意を払うこと。
- 集団での旅行、宿泊は必要性、感染状況を踏まえ、慎重に判断・計画すること。
- 旅行、宿泊、県境をまたぐ移動は、「3密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 外出・移動等に伴い感染不安を感じる場合は、市販の抗原検査キットや自治体が無症状者を対象として実施している無料のPCR検査等を活用すること。
- 教職員の国外への移動・出張及び学生の留学については、感染症危険レベルが3の国で、特別な事情がある場合は、新型コロナウイルス危機対策本部（以下、「対策本部」という）が渡航の可否を判断する。同レベルが2の国の場合は、所属長が渡航の許可を判断し、国際部に報告する。同レベル1以下の国への渡航の場合は、所属長は、教職員については旅行命令等、学生については所定の海外渡航届により渡航状況を把握し、渡航者の情報を国際部に報告する。
- 大学用務以外その他機関からの要請に基づく渡航及び私事渡航は、同レベル2以上の国への渡航の場合は、所属長が渡航の可否を判断し許可することができる。なお、学生が感染症危険レベル1以下の国・地域に渡航する場合には、所属長は、所定の海外渡航届により渡航状況を把握することとする。（対策本部及び国際部への報告は不要とする。）
渡航の可否の判断にあたっては、感染症危険レベルのみならず、その国・地域の治安情勢に基づく危険情報のレベル及びその内容についても併せて確認するものとする。

- 渡航の際には、受入国が要求する「陰性証明書」等の準備や、状況の変化により、予定どおりに帰国できないことも想定した上で渡航計画を立てること。

(7) 学外者のキャンパス訪問

- 感染拡大防止に十分な配慮をしつつ、学外者の訪問に対応する。対応する場合はガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認し、感染拡大防止に十分な配慮をする。
- 学外者の本学施設の利用については、施設ごとに感染防止対策、利用者の把握等を行ったうえで対応することとする。
- 県境をまたぐ訪問受入れは、「3密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(8) その他

- 上記制限に関わらず、構成員の感染等が判明した場合には、所属の部局、研究室等はそれぞれの状況を踏まえ、限定的に行動制限を強化することができる。
- 本学の入試等については万全の感染防止対策を講じた上で、予定通り実施する。
なお、受験生等の学内の立ち入りについて「(7) 学外者のキャンパス訪問」の対象外とする。
- 附属図書館は感染防止策を徹底したうえで開館する([各図書館の最新情報は図書館ホームページ](#)で要確認)。
- 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。([「新たなキャンパススタイルについて」](#)を参照)
- 学内における感染防止のための環境整備を進めるとともに、講義室、食堂、エレベーター等でのソーシャルディスタンスの維持、来学前の検温、講義室等の除菌などの徹底を図る。
([「With&Beyond コロナ時代における学生のための安心・安全プラン」](#)を参照)
- 混雑時に電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、マスクの着用を推奨する。また、できるだけ混雑時間帯を避け、3密を回避する。
(九大学研都市駅および伊都キャンパスのバス停においてはバス停混雑度可視システム [[itocon](#)] により混雑する時間帯の確認が可能)

- 通勤、通学の移動時間は可能な限り最短とする。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
 - 本学又は本学組織が主催するイベント（屋内：収容率 100%以内、屋外：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保）については、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で開催し、感染拡大防止に最大限の配慮をする。
 - 本学以外の者が本学施設を用いて行うイベントの取扱いについては、イベントの内容、使用する施設の状況、当該施設で行う必要性、感染対策の状況等を勘案し、チェックリストにより対応状況を確認すること。
- ※イベントとは催物に限らず、事前練習や打合せも含め不特定又は多数の者が参加するものをいう。

感染予防チェックリスト

1. 研究室・執務室での活動について

<従事者（学生含む）・管理者共通>

- 症状（発熱、風邪症状等）がある場合は登校、出勤しない
- 十分な対人距離の確保（1m目安）
- 手指消毒の徹底
- オンラインツールの活用にあたっては、情報セキュリティ対策にも留意

<管理者>

- 適切な感染防止対策が取れない場合は、会議・打合せはオンラインも検討
- 研究室、執務室入口及び室内の手指消毒設備の設置
- 室内換気（換気設備の適切な運転、または複数の窓の開放）
- ドアノブ、エレベーターボタン等複数人が触る箇所の消毒
- 症状（発熱、風邪症状等）のある人の入室制限
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用
- 関係者の緊急連絡体制の確立

2. 実験施設・設備の利用について（研究活動のみ）

<従事者（学生含む）・管理者共通>

- 3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールの作成（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）

<管理者>

- 研究設備、備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を随時消毒。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする工夫も検討
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、フェイスシールドやアクリル板の利用も検討
- 設備の遠隔利用、学内外の遠隔利用サービス及び研究代行等の取組を積極的に活用
- 空いている教室や実験・実習室等がある場合には、3密回避のためそれらを積極的に活用

※対面授業に関するチェックリストは、[こちら](#)をご参照ください。

3. イベントの開催について

次頁の「イベント開催時のチェックリスト」に記載の事項を参考に、感染対策を実施の上でイベントを開催ください。

イベント開催時のチェックリスト

1. イベント参加者の感染対策		
(1) 感染経路に応じた感染対策		
①飛沫感染対策	イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保	<input type="checkbox"/>
②エアロゾル感染対策	機械換気による常時換気又は窓開け換気	<input type="checkbox"/>
	イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部) におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="checkbox"/>
③接触感染対策	イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施	<input type="checkbox"/>
	イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="checkbox"/>
(2) その他の感染対策		
④飲食時の感染対策	前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知	<input type="checkbox"/>
⑤イベント前の感染対策	発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="checkbox"/>
2. 出演者やスタッフの感染対策		
⑥出演者等の感染対策	出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施	<input type="checkbox"/>
	舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="checkbox"/>